

須賀川東バスケットボールスポーツ少年団  
須賀川東バスケットボールスポーツ少年団保護者会  
規約

制定	平成 1 8 年 4 月
改訂 1	平成 1 9 年 4 月
改訂 2	平成 2 2 年 9 月
改訂 3	平成 2 4 年 4 月
改訂 4	平成 2 5 年 3 月
改訂 5	平成 2 5 年 7 月
改訂 6	平成 2 9 年 2 月
改訂 7	平成 3 1 年 1 月
改定 8	令和 2 年 4 月

## 第1章 会 則

### 第1条（名称及び所在地）

本団は、須賀川東バスケットボールスポーツ少年団と称し、事務所を団長宅に置く

本会は、須賀川東バスケットボールスポーツ少年団保護者会と称し、事務所を会長宅に置く

### 第2条（目 的）

本会は、バスケットボールの普及振興活動への援助とともに団員相互の親睦を図り、健全な子どももの育成を図ることを目的とする

### 第3条（保護者の役割）

① 保護者会員は、団長、指導者、保護者会と良好な関係を維持し、子供の躰けは保護者が責任を持ち、須賀川東バスケットボールスポーツ少年団の活動に賛同・協力する事。

②保護者会員は、県内外遠征・宿泊遠征等があり、団計画に対し、費用の負担があるが合意の上入団する事。

### 第4条（スタッフの役割）

① スタッフは団のチーム力を付ける為、指導を行う。

② 団の為に出来る事は、協力を行う。

③ 地域連盟への協力を惜しまず、協力要請あれば、個人の判断で出来る限り協力を行う。

④ 他関連要請が有った場合には、協力体制を出来るだけ行う。

### 第5条（スタッフ構成）

名誉監督 鈴木 孝とする。

監督 1名

ヘッドコーチ 1名

コーチ・スタッフ 団に協力出来る人は誰でも可能（スタッフ・団長が決定）

団長 1名

顧問 団に貢献した役員・コーチ・スタッフ（スタッフ・団長が決定）

参与 団に貢献した役員・コーチ・スタッフ（スタッフ・団長が決定）

※スタッフの名称は、スタッフ内で協議し変更する事が出来る。

#### 2) スタッフの任務

監督 : スタッフを総括し、団員の指導・団の総責務を追う

ヘッドコーチ : 団員のコーチングの総括・責任を追う

コーチ : 団員のコーチングを行う

団長 : 保護者会及びスタッフ間の調整・団の活動計画の策定を行う

顧問・参与 : 団の名誉を維持し、出来る限り協力を行う。

#### 3) スタッフの任期

①スタッフの任期は1年とするが、変更無き場合は毎年、継続とする。

但し、スタッフ・保護者で意義出た場合には、スタッフ内で協議し、役員を変更する事が出来る。(任期内に関係無く決定出来るものとする)

② 各スタッフ事情により、脱団する場合には、スタッフ内で審議し、その都度決定する。  
任期内でも許可する。

- ③ スタッフは、自己都合で脱団したい場合には、スタッフ内で協議し決定する。

## 第2章 保護者の構成

### 第6条（会員の資格）

- 1) 会員は、須賀川東バスケットボールスポーツ少年団に子どもが在籍する保護者であること
- 2) 団長及び会長は、上記以外に本会の活動を理解し援助してくれる者を賛助会員とすることができる

### 第7条（役員）

本会には、次の役員を置く

団長	1名
会長	1名
副会長	2名
会計	2名
会計監査	2名
方部役員	各学校より1名（団員が少ない場合は、都度相談し決定）

### 第8条（役員の任務）

- 1) 団長は、団を代表し総括する
- 2) 会長は、会を代表し総括する
- 3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合代行する。また、団の活動内容の記録、備品の管理にあたる
- 4) 会計は、収支を明確に記録し、総会にて報告をする
- 5) 会計監査は、会計が記録した帳簿の監査にあたる
- 6) 方部役員は、会の事業が円滑に進むよう、その担当する方部の会員の連絡にあたる

### 第9条（役員の選出）

団長は、総会に於いて選出する。（スタッフが推薦する）

会長・副会長・会計・会計監査は、総会において選出する。但し、方部役員においては会長の任命により決定する

### 第10条（役員の任期）

- 1) 役員の任期は、1年とし、再任は妨げない
- 2) 役員に欠員が生じた場合は、役員会にて選出し任期は前任者在任期間とする

### 第11条（相談・苦情管理委員会）

団員もしくは保護者会会員からの困り事等の相談を受け、団の運営を円滑にしていく。

（団の問題は団内で解決し、子供育成に努める）

- 1) 委員長・副委員長は第三者的立場をとれる人材を保護者会・スタッフの中から、保護者会会長が推薦し総会で承認を得る。又は、互選で選出する。
- 2) 委員は、スタッフ（指導者）及び保護者会長・副会長とする。

## 第3章 会合及び決議

### 第12条（会合）

本会は、年に1回の総会を開催しなければならない。また団長及び会長は、本会目的達成のために必要と認めるとき、臨時総会を招集できる

#### 第13条（決議）

- 1) 総会は、会員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決定する
- 2) 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する
- 3) その他細部については、役員会にて協議し決定する

### 第4章 会費・遠征費・懇親会費・及び慶弔

#### 第14条（会費）

本会の経費は、次による会費、寄付金、その他を持って充てる。

- 1) 月額3,000円を月初めの練習日に徴収する（3,000円×12ヶ月）  
（※但し、兄弟で入会場合、下の子1名分は、2,000円とする 2,000×12ヶ月）
- 2) やむを得ず金額を変更する場合は、皆様の了解を得る
- 3) 新規入会の場合は、入会時に徴収する
- 4) 中途脱会の場合は、原則として返金しないものとする
- 5) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる  
（総会日程は都度決定する＝総会日にて年度会計を行う）
- 6) 遠征試合や合宿の場合は、別途実費分を徴収する

#### 第15条（慶弔に関する規定）

弔事には次の基準により香料をお供えする

- 1) 団員本人及び両親が死亡した場合
- 2) 金額は、5,000円とする

#### 第16条（各大会（遠征大会・公式戦）の懇親会費）

- 1) 各大会に於いて、懇親会が開催される為、会より手当を充てる。
- 2) 原則として 1人 3,000円を充当。（不足分は、出席者自己負担とする）
- 3) 参加者：原則として、各コーチ・団長・会長が参加する。（その都度団長が確認決定）
- 4) 詳細については、団長・会長に一任する。

#### 第17条（遠征試合実施基準）

##### 1) 遠征参加条件について

①参加できる団員は、ユニホームの有無に関係なく心身共に健康であること、また保護者の了解が得られている事。

##### 2) 遠征費招集基準

①遠征費算出方法 往復100km以上

- ・遠征地迄の往復走行距離×20円/km×車台数
- ・その他必要経費（会長・会計に一任する）

②県外遠征及び宿泊遠征

- ・遠征地迄の往復走行距離×8km/L（時価）×車台数 又はバスを利用する場合はバスの利用料金
- ・高速道路・有料道路代（往復）
- ・その他必要経費

合計額を算出し、遠征に参加する団員数で割り算出し招集額を決定する。

(会長・会計に一任)

・宿泊費が発生した場合、参加団員・付き添い保護者・スタッフから実費を収集する。

### 3) ガソリン代及び手当支給

① 県内近場移動・・・支払い無し・・・(その都度会長。会計が決定する)

② 県内近場移動(目安:往復100km以上)は、車両1台当たり20円/kmで計算し支給する。(現金で支給する)

③ 宿泊・遠乗り(県外)は、満タン・満タン返し又は、実費を支給する。

④ 宿泊・遠乗り(県外)は、車出し手当として、1車両 1,000円を支給する。  
(遠征補助金から支出する)

### 4) 遠征及び事故保険

① 遠征の時は、出席メンバー全員の保険をその都度、加入する。(JA農協保険他)

## 第5章 帳簿

### 第18条(帳簿)

本会は、下記の帳簿を設けそれぞれの職務に応じ、責任を持って記帳し、保管しなければならない

- 1) 会員及び団員名簿
- 2) 役員名簿
- 3) 現金出納帳
- 4) 備品台帳
- 5) 本団記録簿(活動内容)

## 付 則

第13条 本規約は、平成18年4月1日より適用する

第14条 本規約の改定は総会にて決定する

第12条・第13条・第14条は、平成24年4月1日より適用する。

第3条・9条・15条は、平成25年8月1日より適用する。

条項No繰り下げ(追加項目有りの為)

第4条 5条は、平成29年2月4日より適用とする。